

令和 7 年度酒田港陸送費助成実施要綱

（目的及び交付）

第 1 条 “プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会（以下「ポートセールス協議会」という。）は、酒田港に就航する定期コンテナ航路（以下「酒田港定期コンテナ航路」という。）の利用拡大を促進するため、酒田港から発着地までの陸送経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成対象者に経費の一部を助成する。

（定義）

第 2 条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）荷主

外貨貨物にあっては船荷証券（B/L）上の荷送人若しくは荷受人（以下「B/L 荷主」という。）又は船荷証券（B/L）に記載のない実質上の荷送人若しくは荷受人等（以下「実質上の荷主等」という。）をいい、内貨貨物にあっては実質上の荷主等をいう。ただし、共に日本国内に主たる事業所を有する者をいう。

（2）T E U

コンテナ貨物量を表す単位で、20 フィートコンテナ 1 個を 1 T E U とし、40 フィートコンテナ 1 個を 2 T E U とする。

（3）F C L

コンテナ 1 個を単位として発送される大口貨物をいう。

（助成対象者）

第 3 条 助成対象者は、F C L の荷主であって、次条に規定する助成対象期間内に酒田港定期コンテナ航路により輸出入・移出入を行ったコンテナ貨物量（以下「酒田港コンテナ貨物量」という。）が 30 T E U 以上である荷主とする。ただし、ポートセールス協議会がやむを得ない事情があると認めるときは、次条の規定にかかわらず、別に定める助成対象期間中の酒田港コンテナ貨物量の実績を要件とする。また、別に定める「令和 7 年度酒田港コンテナ転換支援助成実施要綱」に基づく助成交付決定者は、対象外とする。

（助成対象期間）

第 4 条 助成対象期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（助成対象貨物量の算定）

第 5 条 助成対象貨物量は、助成対象者の酒田港コンテナ貨物量（T E U）の合計とする。

（助成金額）

第 6 条 助成金の額は、次に掲げる酒田港から発着地までの陸送距離の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、1 荷主に対する助成金の上限額は、100 万円とする。

（1） 50km 未満 前条に定める助成対象貨物量 1 T E U 当たり 1,000 円

（2） 50km 以上 100km 未満 前条に定める助成対象貨物量 1 T E U 当たり 3,000 円

（3） 100km 以上 150km 未満 前条に定める助成対象貨物量 1 T E U 当たり 6,000 円

（4） 150km 以上 前条に定める助成対象貨物量 1 T E U 当たり 9,000 円

2 ポートセールス協議会は、前項の規定にかかわらず、助成金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成対象事業者を選定し、又は助成金額を調整する場合がある。

（事業計画書の提出）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 7 年 9 月 30 日までに、必要書類を添えて、酒田港陸送費助成事業計画書（様式第 1 号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。ただし、ポートセールス協議会が必要と認める場

合は、令和7年11月30日まで当該期限を延長することができるものとする。

- 2 ポートセールス協議会は、前項の規定による事業計画書を受け付けた場合は、当該書類の審査を行い、助成対象の要件に合致すると認めるときは、酒田港陸送費助成内示通知書（様式第2号）により申請者に対して助成金の額を内示するものとする。ただし、内示額は、事業計画書に記載された計画取扱量等に対して担保する助成金の額であり、交付額を確定するものではない。
- 3 ポートセールス協議会は、前項及び次項に定める助成金の内示又は内示の変更をする場合に、次に掲げる事項を条件とするものとする。
 - (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ア 第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - イ 第5条に定める助成対象貨物量が増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 ポートセールス協議会は、前項に定める事業計画変更承認申請書を受け付けた場合は、当該書類の審査を行い、助成対象の要件に合致すると認めるときは、酒田港陸送費助成変更内示通知書（様式第4号）により申請者に対して内示額の変更を通知するものとする。ただし、変更内示額は、変更後の事業計画書に記載された計画取扱量等に対して担保する助成金の額であり、交付額を確定するものではない。

（交付申請）

- 第8条 前条第2項に規定する内示又は同条第4項に規定する変更内示を受けた申請者は、それぞれ次に掲げる期限までに、酒田港陸送費助成交付申請書兼実績報告書（様式第5号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。ただし、第2号の申請は、第1号の申請により第6条第1項に規定する上限額を超過する場合は、不要とする。
- (1) 令和7年4月1日から令和8年1月31日までの実績に基づく交付申請
事業完了後30日を経過する日又は令和8年2月10日のいずれか早い日
 - (2) 令和8年2月1日から令和8年3月31日までの実績に基づく交付申請
事業完了後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日
- 2 申請者は、次に掲げる書類を前項の申請書に添付するものとする。
- (1) 実績の根拠資料
 - (2) その他、ポートセールス協議会が必要と認める書類

（交付決定）

- 第9条 ポートセールス協議会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適正と認める場合は、助成金の額を確定し、酒田港陸送費助成交付決定通知書兼額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 2 ポートセールス協議会は、前項の規定による審査の過程において、海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

（助成金の返還）

- 第10条 ポートセールス協議会は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施について必要な事項は、ポートセールス協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 0 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式

様式一覧

様式番号	様式名称	用途
様式第 1 号	酒田港陸送費助成事業計画（実績）書	・ 申請者が協議会に事業計画書を提出する際に使用 ・ 申請者が協議会に事業計画変更承認申請書を提出する際に様式第 3 号に添付 ・ 申請者が協議会に助成金交付申請をする際に様式第 5 号に添付
様式第 2 号	酒田港陸送費助成内示通知書	協議会が酒田港陸送費助成事業計画書（様式第 1 号）を受理した際に内示額の通知に使用
様式第 3 号	事業計画変更承認申請書	申請者が協議会に対して事業計画の変更等を承認申請する際に使用
様式第 4 号	酒田港陸送費助成変更内示通知書	協議会が事業計画変更承認申請書（様式第 3 号）を受理した際に内示額の変更通知に使用
様式第 5 号	酒田港陸送費助成交付申請書兼実績報告書	対象荷主が協議会に助成金交付申請する際に提出
様式第 6 号の 1	荷主確認書	実質上の荷主等が申請する場合に様式第 5 号に添付
様式第 6 号の 2	添付書類に係る申出書	実質上の荷主等が申請する場合で、様式第 6 号の 1 の提出が困難な場合に、様式第 5 号に添付 ※貨物との関わりを示す書類の提出が必要
様式第 7 号の 1	貨物照会承諾書（B/L荷主用）	様式第 5 号に添付 B/Lの写しを添付する場合は不要
様式第 7 号の 2	貨物照会承諾書（実質上の荷主等用）	実質上の荷主等が実績報告する場合に様式第 5 号に添付
様式第 7 号の 3	貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書	実質上の荷主等が申請する場合で、様式第 7 号の 2 の提出が困難な場合に、様式第 5 号に添付 ※貨物との関わりを示す書類の提出が必要
様式第 8 号	酒田港陸送費助成交付決定通知書兼額確定通知書	協議会が申請者に対して助成金の交付を決定し、額を確定した際に使用
様式第 9 号	酒田港陸送費助成実績報告に係る取扱貨物量の確認について（照会）	協議会が海運貨物取扱業者等に照会するときに使用
様式第 9 号別紙	取扱貨物証明書	海運貨物取扱業者等が協議会から照会を受けた時に使用する証明様式

交付申請書兼実績報告書（様式第 5 号）の添付書類

区分	添付書類
申請者が貨物のB/L荷主である場合	様式第 1 号 + ①B/Lの写し（R7年度のコンテナ貨物分） ②様式第 7 号の 1
申請者が貨物の実質上の荷主等の場合 ※①又は②のいずれかを添付 但し、②は①によりがたい場合のみ添付可 ※③～⑤のいずれかを添付 但し、⑤は③④によりがたい場合のみ添付可	様式第 1 号 + ①様式第 6 号の 1 ②様式第 6 号の 2 + 貨物との関わりを示す書類 + ③B/Lの写し(R7年度のコンテナ貨物分) ④様式第 7 号の 2 ⑤様式第 7 号の 3 + 貨物との関わりを示す書類

〒

住所（所在地）
氏名又は名称
及び代表者職氏名

申請者

酒田港陸送費助成事業計画（実績）書

酒田港⇄発着地陸送距離 km

住所（発着地）

時期	輸(移)出又は輸(移)入	B L 荷主	TEU	貨物内容	最終荷主
合計					

※行は適宜追加すること。
※発着地が2か所以上ある場合、別葉を作成すること。

令和 年 月 日

(申込者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港陸送費助成内示通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記助成金については、下記のとおり内示します。

記

内示額 _____ 円

ただし、令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項の規定により、次に掲げる事項を内示に付する条件とする。

- (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ア 要綱第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - イ 要綱第5条に定める助成対象貨物量が増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住所（所在地）
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付けで助成金の内示の通知があった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱第7条第3項の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

「酒田港陸送費助成事業計画書（様式第1号）」記載のとおり

＊変更後の内容とともに、変更前の内容もかっこ書きで併記すること

令和 年 月 日

(申込者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港陸送費助成変更内示通知書

令和 年 月 日付けで事業計画変更承認申請のあった標記助成金については、下記の内示額に変更します。

記

変更後の内示額 _____ 円

ただし、令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項の規定により、次に掲げる事項を内示に付する条件とする。

- (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ア 要綱第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - イ 要綱第5条に定める助成対象貨物量が変更後の計画から増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

酒田港陸送費助成交付申請書 兼 実績報告書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

次のとおり、酒田港定期コンテナ航路を利用したいので、「令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱」第8条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。

助成金申請額 _____ 円
＝(c) ※申請額上限：1,000,000円

1 荷主区分 (いずれかを○で囲む)	① B/L荷主（船荷証券(B/L)上の荷送人又は荷受人） ② 実質上の荷主等（船荷証券(B/L)に記載のない実質上の荷送人又は荷受人等） ※貨物ごとに区分が異なる場合は、両方とも○で囲む			
2 B/L荷主 *上記1で②に○を付けた 場合記入	住所		氏名	
	住所		氏名	
	住所		氏名	
3 主な取扱品目及び助成 金交付申請にかかる取扱 貨物量（計画） *詳細は事業計画（様式第 1号）参照	区 分	輸出／移出	輸入／移入	合計
	主な取扱品目			
	取扱貨物量	TEU	TEU	TEU(a)
4 陸送費助成 （令和7年度コンテナ貨 物量が30TEU以上※の 荷主が対象） ※ 単価は以下のとおり 酒田港⇄発着地陸送距離 50km未満:1,000円/TEU 50km以上100km未満: 3,000円/TEU 100km以上150km未満: 6,000円/TEU 150km以上: 9,000円/TEU ※第3条ただし書の場合を 除く	単価（※）		取扱貨物量	助成金算定額
	円(b)		TEU (a)	(b) × (a) 円(c)
	酒田港までの距離 km		住所（発着地）	
5 申請者連絡先	担当者所属・氏名： 電話番号：			
6 助成金振込先	銀行名： 支店名： □座種別：（いずれかを○で囲む） 普通 ・ 当座 □座番号： □座名義人（加）：			

7 必要書類の添付 (添付した書類の区分を ○で囲む)	申請者がB/L荷主である貨物分 (①又は②を添付)	酒田港陸送費助成事業実績書(様式第1号) + ①船荷証券(B/L)の写し ※B/Lの写しはR7年度のコンテナ貨物分 ②貨物照会承諾書(B/L荷主用) (様式第7号の1)
	申請者が実質上の荷主等である貨物分 (①又は② + ③～⑤のいずれかを添付)	酒田港陸送費助成事業実績書(様式第1号) + ① 荷主確認書(様式第5号の1) ② 添付書類に係る申出書(様式第5号の2)及び 当該貨物との関わりを示す書類 ※添付書類に係る申出書(様式第5号の2)は、 荷主確認書(様式第5号の1)の添付が困難な 場合にのみ添付可。 + ③ 船荷証券(B/L)の写し ※B/Lの写しはR7年度のコンテナ貨物分 ④ 貨物照会承諾書 (実質上の荷主等用)(様式第7号の2) ⑤ 貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書 (様式第7号の3)及び当該貨物との関わりを 示す書類 ※貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書(様式 第7号の3)は、貨物照会承諾書(実質上の荷 主等用)(様式第7号の2)の添付が困難な場 合にのみ添付可。
※ 8 要綱第3条ただし書の 適用理由(該当する場合のみ)		
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量(R7年度計画)	
	港 (概ね TEU) 港 (概ね TEU)	

※ 内示後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事務局使用欄	受付日	年 月 日	交付決定	適 ・ 否
交付決定額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額 (円)			
特記事項				

令和〇年〇月〇日

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
申請者 氏名又は名称 ○○○○株式会社
及び代表者職氏名 代表取締役社長 ○○○○

助成金算定額(c)が上限額を超える場合は上限額を記載

1 荷主区分 (いずれかを○で囲む)	① B/L荷主 (船荷証券(B/L)上の荷送人又は荷受人) ② 実質上の荷主等 (船荷証券(B/L)に記載のない実質上の荷送人又は荷受人等) ※貨物ごとに区分が異なる場合は、両方とも○で囲む			
2 B/L荷主 *上記1で②に○を付けた場合記入	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名	株式会社〇〇〇〇
	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇〇〇株式会社
	住所	氏名		
3 主な取扱品目及び助成金交付申請にかかる取扱貨物量 (計画) *詳細は事業計画 (様式第1号) 参照	区 分	輸出／移出	輸入／移入	合計
	主な取扱品目	〇〇〇		
	取扱貨物量	150 TEU	TEU	150 TEU(a)
4 陸送費助成 (令和7年度コンテナ貨物量が30TEU以上※の荷主が対象) ※ 単価は以下のとおり 酒田港⇄発着地陸送距離 50km未満:1,000円/TEU 50km以上100km未満: 3,000円/TEU 100km以上150km未満: 6,000円/TEU 150km以上: 9,000円/TEU ※第3条ただし書の場合を除く	単価 (※)	取扱貨物量	助成金算定額	
	3,000 円(b)	150 TEU (a)	(b) × (a) 450,000 円(c)	
	酒田港までの距離 60 km	住所 (発着地) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
5 申請者連絡先	担当者所属・氏名: 〇〇部〇〇〇〇課 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇			
6 助成金振込先	銀行名: 〇〇銀行 支店名: 〇〇〇支店 □座種別: (いずれかを○で囲む) 普通・当座 □座番号: 〇〇〇〇〇〇 □座名義人(加): ヤマガタボウエキカブシキガイシャ			

7 必要書類の添付 (添付した書類の区分を ○で囲む)	申請者がB/L荷主である貨物分 (①又は②を添付)	酒田港陸送費助成事業実績書(様式第1号) + ①船荷証券(B/L)の写し ※B/Lの写しはR7年度のコンテナ貨物分 ②貨物照会承諾書(B/L荷主用) (様式第7号の1)
	申請者が実質上の荷主等である貨物分 (①又は② + ③～⑤のいずれかを添付)	酒田港陸送費助成事業実績書(様式第1号) + ① 荷主確認書(様式第5号の1) ② 添付書類に係る申出書(様式第5号の2)及び 当該貨物との関わりを示す書類 ※添付書類に係る申出書(様式第5号の2)は、 荷主確認書(様式第5号の1)の添付が困難な 場合にのみ添付可。 + ③ 船荷証券(B/L)の写し ※B/Lの写しはR7年度のコンテナ貨物分 ④ 貨物照会承諾書 (実質上の荷主等用)(様式第7号の2) ⑤ 貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書 (様式第7号の3)及び当該貨物との関わりを 示す書類 ※貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書(様式 第7号の3)は、貨物照会承諾書(実質上の荷 主等用)(様式第7号の2)の添付が困難な場 合にのみ添付可。
※ 8 要綱第3条ただし書の 適用理由(該当する場合のみ)	想定していたコンテナ貨物が悪天候が続き、運行が停止され、当初想定量に満たなかったため。	
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量(R7年度計画) ○○港 (概ね200TEU) ○○港 (概ね150TEU)	

※ 内示後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事 務 局 使 用 欄	受付日	年 月 日	交付決定	適 ・ 否
交 付 決 定 額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額（ 円）			
特 記 事 項				

様式第6号の1
(要綱第8条第1項関係。実質上の荷主等が申請する場合に様式第5号に添付。)

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

荷 主 確 認 書

下記の者が、添付の船荷証券（B/L）に記載されている貨物の実質上の荷主等であり、令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱に基づき助成を受けることを認めます。

記

住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

◆当該資料の発行責任者及び担当者（所属/職/氏名/電話番号）

発行責任者： (電話番号)

担 当 者： (電話番号)

【記入にあたっての確認事項】

- ※ 責任と権限のある方が確認してください。
- ※ 「◆当該資料の発行責任者及び担当者」については、船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人で当該資料の発行責任者及び担当者を記入してください。
- ※ 発行責任者とは、代表取締役、支店長・営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員です。
- ※ 担当者とは、本取引に関する事務を担当する者です。
- ※ 発行責任者及び担当者は同一人物でも可です。その場合、「同上」と記載してください。

様式第6号の2(第8条第1項関係。実質上の荷主等が申請する場合に様式第5号に添付。様式第6号の1の提出が困難な場合にのみ使用。)

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申 請 者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

添付書類に係る申出書

下記の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人について、荷主確認書（様式第 6 号の
1）の提出が困難であるため、これに代えて貨物との関わりを示す書類を提出します。

記

1 船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人

住 所
氏名又は名称

2 申請貨物のうち上記 1 の者が船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人となっ
ている貨物

	輸出	移出	輸入	移入
主な取扱品目				

3 貨物との関わりを示す書類

【記入にあたっての確認事項】
※ 「添付書類に係る申出書」及び「貨物との関わりを示す書類」は、上記 1 の者から助成金の交付申請がなかった場合に限り申請書の添付書類と認めます。
※ 上記 2 の貨物に係る助成金が申請者へ交付された後は、上記 1 の者等からの異議等については申請者による対応となります。
※ 必要に応じて、上記 1 に記載の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人へ確認させていただきます場合があります。

様式第7号の1(様式第5号に添付。ただし、B/Lの写しを添付している場合は不要。)

貨 物 照 会 承 諾 書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申請者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

令和 年 月 日付けで提出した令和7年度酒田港陸送費助成
交付申請書兼実績報告書(様式第5号)について、貴協議会が当該助成
要件等を確認するため、令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱第9条第
2項の規定により、海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾い
たします。

【記入にあたっての確認事項】

関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、
得た情報はこの目的以外で使用することはありません。

様式第7号の2
(実質上の荷主等が実績報告する場合に様式第5号に添付。B/Lの写しの添付を省略する場合に使用。)

貨物照会承諾書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

下記の者が、下記2の貨物の実質上の荷主等であり、貴協議会が当該助成要件等を確認するため、令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱第9条第2項の規定により、海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾いたします。

記

1 助成を受けようとする者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

2 当社が船荷証券（B/L）上の輸(移)出入者となっている上記1の者の貨物

令和7年4月1日から令和8年1月31日／令和8年3月31日までの取扱貨物（F C L）

区分	輸出/移出	輸入/移入	合計
主な取扱品目			
取扱貨物量	TEU	TEU	TEU

◆当該資料の発行責任者及び担当者（所属/職/氏名/電話番号）

発行責任者：	（電話番号）
担 当 者：	（電話番号）

【記入にあたっての確認事項】

※ 責任と権限のある方が確認してください。

※ 関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、得た情報はこの目的以外で使用することはありません。

※ 「◆当該資料の発行責任者及び担当者」については、船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人で当該資料の発行責任者及び担当者を記入してください。

※ 発行責任者とは、代表取締役、支店長・営業所長など社内において権限の委任を受けた役員です。

※ 担当者とは、本取引に関する事務を担当する者です。

※ 発行責任者及び担当者は同一人物でも可です。その場合、「同上」と記載してください。

貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申 請 者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

令和 年 月 日付けで提出した令和7年度酒田港陸送費助成交付申請書
兼実績報告書（様式第5号）について、貴協議会が当該助成要件等を確認するた
め、令和7年度酒田港陸送費進助成実施要綱第9条第2項の規定により、海運貨物
取扱業者等関係者に照会することを承諾いたします。
また、下記の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人について、様式第7号の2
の提出が困難であるため、これに代えて貨物との関わりを示す書類を提出します。

記

- 1 船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人
住 所
氏名又は名称
- 2 申請貨物のうち上記1の者が船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人となっている貨物

令和7年4月1日から令和8年1月31日／令和8年3月31日までの取扱貨物（F C L）			
区分	輸出/移出	輸入/移入	合計
主な取扱品目			
取扱貨物量	TEU	TEU	TEU

- 3 貨物との関わりを示す書類

※交付申請時に貨物との関わりを示す書類として提出した分を除いて提出ください。

【記入にあたっての確認事項】
※ 「貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書」及び「貨物との関わりを示す書類」
は、上記1の者から助成金の交付申請がなかった場合に限り申請書の添付書類と認
めます。
※ 上記2の貨物に係る助成金が申請者へ交付された後は、上記1の者等からの異議
等については申請者による対応となります。
※ 必要に応じて、上記1に記載の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人へ確認さ
せていただく場合があります。

様式第8号(第9条第1項関係)

令和 年 月 日

(申請者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港陸送費助成交付決定通知書 兼 額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、下記のとおり
交付決定し、額を確定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

様式第9号(第9条第2項関係)

令和 年 月 日

(海運貨物取扱業者等関係者) 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港陸送費助成実績報告に係る取扱貨物量の確認について (照会)

酒田港陸送費助成の内容を確認するため、令和7年度酒田港陸送費助成実施要綱第9条第2項の規定により照会します。

つきましては、別紙証明書を確認いただき、記載の上、返送願います。

なお、このたびの照会については、別添のとおり対象者より承諾を得ております。

取扱貨物証明書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

下記1の申請者の取扱貨物量は、下記2のとおりであることを証明します。

記

1 申請者

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____

2 酒田港における定期コンテナ航路の取扱貨物（F C L）

令和7年4月1日から令和8年1月31日／令和8年3月31日までの取扱貨物（F C L）

区分	輸出/移出	輸入/移入	合 計
取扱貨物量	TEU	TEU	TEU